

**白石斎苑及び柴田斎苑建替整備運営事業**

**募集要項等に対する質問への回答**

**平成29年3月24日**

**仙南地域広域行政事務組合**

■募集要項に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	2	3	6)		事業の目的	本施設の維持管理・運営を行う者は、指定管理者となりますか。	指定管理者になりません。
2	4	3	9)	ア	施設等整備業務	「その他本施設の整備に必要な業務」とは、具体的に何ですか。また、予定価格に含まれていますか。	前段については、事業者の提案に委ねます。後段については、予定価格に含まれます。
3	5	3	9)	イ	維持管理業務	「その他本施設の維持管理に必要な業務」とは、具体的に何ですか。また、予定価格に含まれていますか。	No.2に示すとおりです。
4	5	3	9)	ウ	運営業務	「その他本施設の運営に必要な業務」とは、具体的に何ですか。また、予定価格に含まれていますか。	No.2に示すとおりです。
5	5	3	9)	エ	現斎苑の解体及び撤去業務	「その他現斎苑の解体に必要な業務」とは、具体的に何ですか。また、予定価格に含まれていますか。	No.2に示すとおりです。
6	7	3	11)	(3)	サービス対価の支払	設計・建設並びに現斎苑の解体・撤去に係る対価の支払について、お尋ねします。募集要項には、対価は工事請負契約書（案）に基づき支払うもので、基本的に出来高部分に応じて支払い、年度内の前払いは行わないと記載されておりますが、工事請負仮契約書（案）には前払金に関する記載があり、かつ同（案）は要求水準書等より優先するとの記載があります。つきましては、どちらに從えば宜しいか、ご教授願います。併せて、対価の支払が募集要項の記述に依る場合、各年度における出来高の支払時期、回数をお示し願います。	前段については、前払金の支払はありません。後段については、支払時期は各年度出来高検査後となります。
	3	第1条第35条	2	1～7	(総則) (前払金)		
7	10	4	2)	ア	応募にあたって	代表企業について、お尋ねします。この度の代表企業の職務は、組合様との円滑な交渉を果たすことであることから、応募から設計・建設期間は設計・建設グループリーダーが代表企業となり、管理・運営期間移行後は「代表者の変更伺い」等をもって管理・運営グループリーダーが代表企業になることは可能でしょうか。但し、建設グループリーダーは、管理・運営期間においても建築物・建築設備修繕・更新業務等の全う及び様々なリスク管理の観点から、事業期間の間も管理・運営グループの一員となって職責を完遂するものとし、何卒ご検討頂きまして、ご教授願います。	代表企業の職務は参加表明から基本協定締結までとし、設計・建設期間は、設計・建設グループリーダーが、管理・運営期間は、管理・運営グループリーダーが、それぞれの期間についての職務に代表としてあたってください。
8	10	4	2)	イ②	グループ構成	保守管理する火葬炉企業は②管理・運営グループになるのではないのでしょうか。	募集要項に示すとおりです。
9	11	4	2)	エ⑥	応募者の制限	「入札」は行われるのでしょうか。	入札は行いません。なお「入札金額」は「見積金額」と読み替えてください。
10	12	4	2)	キ	納税状況	「協力企業」の定義をご教示ください。	「協力企業」は「構成企業」と読み替えてください。
11	12	4	2)	ケ	その他の参加不適合者	「構成員企業」の定義をご教示ください。	「構成員企業」は「構成企業」と読み替えてください。
12	12	4	2)	ケ	その他の参加不適合者	「フケタ設計」様以外の参加不適合者をお示しください。	「フケタ設計」以外は想定していません。
13	18	6	2)	オ	契約保証金	運営業務委託契約の契約保証金について管理・運営グループの代表が一括して付保して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	21	7	2)	ア⑦	一般的事項	提案書作成にあたって「Microsoft社のWordまたはExcelを使用して作成し、CD-R、DVD等に保存し提出すること」とありますが、提出時のデータはPDFとしてもよろしいでしょうか。	PDFも可とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
15	21	7	2)	ア⑦	一般的事項	「提出の指定のある様式については、Microsoft社のWordまたはExcelを使用して作成し、CD-R、DVD等に保存し・・・」とありますが、様式でWord、Excelにて配布されているものは全て当該形式でCD-R又はDVDに保存し提出するという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なおPDFも可とします。
16	21	7	2)	ア⑦	一般的事項	「提出の指定のある様式についてはCD-R、DVD等に保存し提出すること」とありますが、審査提案様式集（様式15）提出書類一覧表に記載はありません。CD-R、DVD等による提出はありますでしょうか。	作成要領に示すとおりです。
17	21	7	2)	ア⑦	一般的事項	提案書Ⅱの様式はワード形式となっていますが、図面、パースはワードではなくPDFでよろしいでしょうか。	PDFも可とします。
18	21	7	2)	イ	提案提出に関する書類	様式14要求水準書チェックシートはA3のままとし、Z折り等しなくても良いでしょうか。	Z折り等は不要です。
19	21	7	2)	イ	提案提出に関する書類	様式14「要求水準チェックシートはA3横を使い・・・」とありますが、提案提出に関する書類は、A4縦、A3横と混合して左側綴じと考えてよろしいでしょうか。それとも、A3版は折り込み製本でしょうか。	No.18に示すとおりです。
20	25			別紙2	不可抗力リスク	リスクの内容について不可抗力の定義について具体的な条件（震度・自然災害の規模）と測定観測点はどこになるでしょうか。ご教示願います。	何をもって「通常の予見可能な範囲を超える」とするかについては、個々のケースを詳細に見た上で判断されるものと考えています。
21	27			別紙2	維持管理費増大リスク	費用の上限設定はないのでしょうか。ご教示願います。	維持管理費については、全て事業者のリスクとします。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
22	4	第1	5	(1)	適用法令等	【白石斎苑】造成工事の際に既存樹木を伐採することになりますが、林地開発など法的対応が必要なものがありますでしょうか。	法的対応はありません。ただし、伐採に関しては白石市への届け出が必要です。
23	7	第2	2	(1)	建設計画地等の条件	【白石斎苑】都市計画火葬場として位置決定以外の都市計画に変更予定がありましたら教えてください。	ありません。
24	8	第2	3	(1)ア	動線計画	接続要件を満たすこととありますが、具体的要件をお教えてください。	事業者の提案により、必要であれば関係機関と協議してください。
25	10	第2	3	(2)エ	用水路	【柴田斎苑】用地平面図によると水路(1)・水路(2)上に既存建物・駐車場がありますが、水路(1)・水路(2)は「用水路上に建物を設置することを認めない」範囲外となりますでしょうか？	範囲外となります。
26	10	第2	3	(2)エ	用水路	【柴田斎苑】用水路上に庇等の工作物を設置することは可能でしょうか？	用水路の管理のため、原則用水路上には、すぐに撤去可能なもの以外の設置は認めません。
27	10	第2	3	(2)エ	用水路	【柴田斎苑】用水路上に建物を設置することは認めないとありますが、適切な土地利用計画において車両用のロータリー等を計画することで暗渠とすることは可能でしょうか。	用水路上に車両が通る道（橋）を架けることは可とします。ただし、ボックスを入れる等の対応を取るとともに、用水路の維持管理（土砂撤去等）を考慮した構造とします。
28	11	第2	3	(3)エ	駐車場	除雪ローダー用駐車スペースはミニホイールローダー想定で宜しいでしょうか？	事業者の提案に委ねます。
29	11	第2	3	(3)エ	駐車場	それぞれの除雪ローダーの大きさをご提示ください。	No.28に示すとおりです。なお、現在各斎苑で使用しているローダーの大きさは、L3, 570×W1, 570×H2, 460となります。
30	11	第2	3	(3)エ	駐車場	駐車場の必要台数について、白石斎苑と柴田斎苑では白石斎苑の方が多くなっていますが、水準書通りでよろしいでしょうか（施設規模及び必要火葬件数等が、柴田斎苑の方が多いためからの確認）。	ご理解のとおりです。
31	11	第2	3	(3)エ	駐車場	【白石】駐車場を旧火葬場エリアに計画することは可能でしょうか。	提案を可とします。
32	11	第2	3	(3)エ	駐車場	【柴田】駐車場を旧火葬場エリア及び地番36-1、36-2に計画することは可能でしょうか。	地番36-1、36-2は不可とします。
33	11	第2	3	(3)エ	駐車場	【柴田】旧火葬場エリアの最終的な駐車場舗装レベルを現況から変更することは可能でしょうか。	提案を可とします。
34	12	第2	3	(3)オ	残骨供養塔	現在は残灰を残骨供養塔で保管していますが、今計画では残灰・飛灰処理室が計画されており、室内での保管が可能となります。この場合、残骨供養塔は移設せずに、周辺整備し、供養するためのモニュメントとして整備する考えでもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
35	12	第2	3	(3)カ	納骨堂	「納骨堂はそのまま残すこと」とありますが、測量図に納骨堂の記載がありません。既存納骨堂の配置・規模をお教えてください。	追加別紙3に示すとおりです。
36	12	第2	3	(3)カ	納骨堂	【白石】敷地内に設置している納骨堂は残すこととありますが、敷地内において移設することは可能でしょうか。	提案を不可とします。
37	17	第2	4	(4)イ②	待合室	②待合室 給湯室茶具60人分とは1室あたりの数でしょうか？2室合体で1室利用とした場合でしょうか。全ての待合室合計の数でしょうか。	1室あたりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
38	26	第2	4	(6)イ⑨	排ガス等検査	稼働後の毎年の測定において、組合の指定される項目と、測定炉数についてご教示下さい。	項目は要求水準書53ページ表3によります。測定炉数については組合が指定する排気1系列を考えていますが、事業者提案も可とします。
39	26	第2	4	(6)イ⑨	排ガス等検査	「大気汚染に係る排ガス等調査は、供用後直ちに、全排気系列について実施し、翌年度以降は組合の指定に基づき実施すること。」とありますが翌年度以降については指定された排気1系列との解釈でよろしいでしょうか。	No.38に示すとおりです。
40	26	第2	4	(6)イ⑨	排ガス等検査	排ガス等検査について「竣工時及び施設供用開始後は各年1回」との記載があります。また、「供用開始後直ちに、全排気系列について実施し、翌年度以降は組合の指定に基づき実施すること」とあります。供用開始後の検査では全排気系列で実施とのことですが、翌年以降は貴組合指定の1系列の測定と考えてよろしいでしょうか。	No.38に示すとおりです。
41	31	第2	4	(6)ウ③ (ウ)	煙道・ダクト	非常時用に異なる排気系列の接続煙道と有りますが、非常時に、異なる排気系列が使用中であれば、排気できないと考えられます。この様な場合でも排気可能な、別の提案をさせていただいても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
42	32	第2	4	(6)ウ③ (エ)	排気筒	「排気筒上部にかさ等を設置しないこと」とあります。これは排気筒の上部を覆い塞ぐ物を設置せず、大気拡散等を考慮する、という意味と考えてよろしいでしょうか。雨水等の侵入防止の観点から排気筒本体にはかさ等を設置してもよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、大気拡散等が考慮されていれば可とします。
43	33	第2	4	(6)ウ⑤ (ア)	集じん装置	「バイパスダンパーは、エアシリンダー駆動方式を採用したディスク型とし、」とありますが、詳細な形式については、事業者提案でもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
44	35	第2	4	(6)ウ⑥ (カ)	燃料供給設備	ストレージタンクを、給油タンクに読み替えても宜しいでしょうか。	可とします。
45	35	第2	4	(6)ウ⑥ (カ)	燃料供給設備	表記の供給方法の場合、特定のバーナーに限定されるため、ストレージタンク容量も含め事業者提案としてもてもよろしいでしょうか。	同等以上の性能を有することを条件に、提案を可とします。
46	17 35	第2 第2	4 4	(4)ア⑧ (6)ウ⑥ (カ)	燃料供給室 燃料供給設備	燃料は「自然落下にてバーナーに供給されることとする。」とありますが、火葬炉への燃料供給方法を専用ポンプによる圧送としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
47	35	第2	4	(6)ウ⑥ (キ)	可搬式残灰吸引クリーナー	可搬式集灰器（耐熱型）が各斎苑2台以上とのことですが、集灰器の用途と使用場所はどのようにお考えでしょうか。また、その用途を満たせばその他の提案としてもよろしいでしょうか。	前段については、収骨室使用後の清掃を想定しています。後段については、提案を可とします。
48	35	第2	4	(6)ウ⑥ (キ)	可搬式残灰吸引クリーナー	34ページ (ウ) の残骨灰吸引設備の他に、クリーナーが必要であるということでしょうか。	No.47に示すとおりです。
49	35	第2	4	(6)ウ⑥ (キ)	可搬式残灰吸引クリーナー	(ウ) 残骨灰、集じん灰吸引装置で残灰吸引が可能であれば、不要との解釈でよろしいでしょうか。	No.47に示すとおりです。
50	36	第2	4	(6)エ①	一般事項	電気・計装について、計装制御一覧の内容を善処していれば、詳細については事業者提案としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
51	37	第2	4	(6)エ② (エ)	中央監視制御盤	その他機能に「案内放送機能」とありますが、これは火葬炉運転操作員に「炉前操作完了」「冷却完了」等火葬の各段階で報知するためのものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	39	第2	5	(3)①	操作機能	(3) 機能に「受付情報の登録、修正」とありますが、役場窓口からの情報ももらい、各斎場で職員が当該内容を入力するという考え方でよろしいでしょうか。斎苑使用許可申請書の発行、火葬料金の徴収等を含め斎場との連絡方法についてご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については提案内容により協議します。なお、現行の運用法については追加別紙4に示すとおりです。
53	39	第2	5	(3)①	操作機能	火葬場運営システムには予約機能は不要との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
54	39	第2	5	(1)①	運営の支援	火葬場運営システムについては、予約状況、当日の受付状況に対応したシステムとなりますが、予約受付のシステムについては要求水準内に記載されていないと思います。予約受付の方法はどのようにお考えでしょうか。	No.52に示すとおりです。
55	50	第2	11	(3)	仮設待合室等の施設整備要件	「既存待合棟と同等の機能を有すること」とありますが、既存待合棟の規模、収容人員、付帯設備の仕様をお教えてください。	40人収容の規模とし、詳細については事業者の提案に委ねます。
56	54	第2	13	(2)ウ	騒音に関する基準	騒音の測定場所は直近の敷地境界と考えてよろしいでしょうか	宮城県公害防止条例に基づき、適切な場所とします。
57	54	第2	13	(2)エ	振動に関する基準	振動の測定場所は直近の敷地境界と考えてよろしいでしょうか	宮城県公害防止条例に基づき、適切な場所とします。
58	55	第2	17		周辺整備事業	柴田斎苑の北側山林及び南側山林の整備が含まれているが、建築基準条例（崖地での建築制限）に該当するのでしょうか	該当します。なお、本事業の建築物はRC造を基本としており、同条例第5条第1項第3号の建築物となります。
59	57	第3	2	(4)	全体要件	「本事業の事業期間内においては、建築物の大規模修繕は想定していない」とありますが、建築設備や火葬炉設備も含まれると考えてよろしいでしょうか。また、大規模修繕の規模はどの程度のものでお考えでしょうか。	前段については、含まれません。なお、運営期間中の建築設備及び火葬炉設備の修繕に係る費用は事業者リスクとします。後段については、事業者の提案に委ねます。
60	60	第3	6		清掃業務	会葬者の排出したゴミはどのような扱いになりますでしょうか。ご教示願います。	要求水準書P68「9 待合室提供業務」に示すとおりです。
61	66	第4	3	(1)	休業日	「休業日は、1月1日から1月2日とする。」とあります。新斎苑の施設・設備の維持管理を効果的に行うことで、長寿命化を図るという観点から、各種点検整備、大規模清掃等の対応が不可欠と考えます。また、運営面においてもでき得る限り効率的な人員配置を行い、コスト縮減を目指す提案にしたいと考えております。そこで、休業日については事業者提案とすることをお認めいただけないでしょうか。なお、地域の火葬需要に十分応えるため、年間の火葬実績（火葬が入りにくい日等）の資料をご提示願えませんかでしょうか。	前段については、不可とします。後段については、追加別紙5に示すとおりです。
62	66	第4	3	(2) (4)	利用時間 火葬件数	白石は午前中最大4件、柴田は午前中に最大6件の火葬を実施する旨の記載がございます。また、利用時間は原則午前9時から午後5時とあります。「火葬を午前中に実施する」とはご遺族・会葬者のお迎えから収骨後の見送りまでの全てを午前中に終えるということでしょうか。それとも、火葬受付を午前中の内に当該件数行うというお考えでしょうか。タイムスケジュールを想定した場合、火葬一連全てを午前中（9時から12時まで）の内に当該件数を実施するのは非常に困難とと思われます。その場合、利用時間の変更を想定とした提案としてもよろしいでしょうか。併せて、各斎苑の受入が集中する時間帯について、現斎苑での実績データ（各斎苑の受入時間、時間帯別の火葬件数等）をお示しいただけませんでしょうか。また、通常時（災害時等の非常時以外）の火葬受入件数は1日最大何件と想定されているかご教示ください。	前段については、火葬受付を午前中の内に当該件数行うこととします。中段については、No.60に示すとおりです。後段については、白石斎苑は8件/日、柴田斎苑は9件/日を想定しています。
63	66	第4	3	(4)	火葬件数	各斎苑に、午前中に実施する火葬数が決められています。これは収骨までを午前中に全て済ませるということでしょうか。	No.61に示すとおりです。
64	-			(資料1)	用地平面図 (白石斎苑)	図面内に緑色点線で分筆線の記載がありますが、将来的に分筆の予定がありますでしょうか。	分筆を予定しています。
65	-			(資料1)	用地実測図 (柴田斎苑)	地番無しで面積計算されていない箇所(地番23-1と24-1の間の水路部分)がありますが、本計画用地に含めると考えて宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
66				(資料1)	用地実測図 (柴田斎苑)	地盤高さの分かる資料があれば、提供していただけますでしょうか。	追加別紙6に示すとおりです。
67	-			(資料4)	資料4将来の火葬見込件数	現在の各斎苑の火葬の日毎、受付時間毎の火葬実績を1～2年分閲覧させていただきませんかでしょうか。	個人情報の記載があるため、閲覧は不可とします。なお、火葬実績については追加別紙5を参考にしてください。

■様式集に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
68	10 11		様式 9 様式 10		火葬炉納入・ 設置実績調書 火葬炉運転・ 保守業務実績 調書	様式9 火葬炉納入・設置実績調書、様式10 火葬炉 運転・保守業務実績調書について、発注者名を記 載する欄がございます。当該業務は建設工事との 一括発注等の理由で発注者が自治体ではない場合 がありますが、その場合も実績として提出しても よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	21		様式 19	(イ)	建築計画に 関する提案書	平面図の縮尺は1/600程度とありますが、紙面に 余裕があればスケールを上げてもよろしいでしょ うか。	ご理解のとおりです。
70	23		様式 20	(ウ)	火葬炉設備計 画に関する提 案書	提案書に添付する「火葬炉設備計画仕様書」につ いて、様式上部の枠内には「A4、3枚」とありま すが、様式内の説明文には「A4、任意枚数」と なっております。こちらは任意枚数としてよろし いでしょうか。 また、同じく添付資料として各種図面等について 記載がありますが、図面はA3横、計算書等はA4縦 を使用してよろしいでしょうか。	様式20に示すとおりです。
71	-		様式 31		光熱水費相当 額の算定根拠 (参考価格)	電気料金・上水道料金等について、使用単価だけ でなく基本料金を含めた金額提示が必要でしょ うか。	ご理解のとおりです。
72	-		様式 31		光熱水費相当 額の算定根拠 (参考価格)	火葬件数は「資料4による」とのことですが、平 成27年以降5年おきの件数の記載のみとなってお ります。特に火葬に係る光熱水費に関しては想定 される火葬件数に基づき算出いたしますので、毎 年の火葬件数をご教示いただけますでしょうか。	資料4を参考にして想定してください。

■運營業務委託仮契約書（案）に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
73	10	第29 条	1		不可抗力に よって発生し た費用等の負 担	不可抗力の定義は募集要項別紙2リスク分担表の 不可抗力リスクに記載の内容と同様と考えてよろ しいでしょうか。またその中の第三者の行為とは 不特定の第三者も含まれるかお示ください。損 害を与えた第三者が特定できなかった場合を想定 しております。	ご理解のとおりです。
74	10	第31 条	3	(1) ア	法令変更に よって発生し た費用等の負 担	最低賃金の変更は業務に直接関係する法令変更 に該当するかお示ください。	該当しません。
75	17	別紙 2			委託料	物価変動の判断に用いる指数としては、消費者物 価指数（財・サービス分類指数（全国）の「サー ビス」とすることを原則とするが、当該指標以 外を用いる必要がある場合は、基本協定締結後 に、指標の妥当性、合理性について協議して運 営委託契約に定めるとありますが、最低賃金の 変更について宮城県最低賃金は過去10年間で100円 以上上昇しております。最低賃金の上昇は本施設 の維持管理業務・運營業務に直接関係する事項 であり、平成29年以降も段階的に上昇すると考 えられます。そのため、委託料の改定につきまして 、物価変動の指標だけでは本事業の実態に整合 しないと思われま。想定による過剰提案を避け 、現行の賃金条件で適正な提案をするためにも 、最低賃金の変更に伴う委託料の改定をご検討 いただけますでしょうか。	最低賃金の変更に伴う委託料の改定は行いま せん。